

令和2年度「練馬区お客の集まる個店づくり支援事業」

お店の魅力、高めるなら 今がチャンス！



お店の売上・魅力を
アップさせるには
どうすれば
いいだろう？



お店をPRするイベント！

お店の目玉商品となる商品開発！

集客力をアップさせる店舗改修！

なんていかがでしょう！？

練馬区は意欲あるお店が魅力を

向上させるための取組を支援します！



<「練馬区お客の集まる個店づくり支援事業」とは>

お店の魅力が向上する事業を支援し、魅力的なお店が増えることで、商店街が活性化することを目的としています。

店舗の売上向上・知名度向上・魅力向上につながる、事業実施に必要な経費の一部を補助します。



< 補助メニュー >

1 個店連携事業

複数店舗で協力して行うイベントや商品開発など

2 店舗改修事業

事業承継や事業拡大のための店舗改修

1 個店連携事業

補助概要

【補助対象事業】

イベント

- 例)・近隣の居酒屋同士で連携して街バルを開催
- ・洋菓子店の食べ歩きスタンプラリー
 - ・店舗を回遊させる謎解きラリー
 - ・店舗をめぐるすごろくツアー 等

商品開発

- 例)・パン屋同士で練馬区産の野菜を使った新しいパンを開発
- ・和菓子屋同士で各店舗共通の目玉商品を開発
 - ・オリジナル販促グッズの作成 等

【補助内容】

補助率：2分の1

補助上限額：50万円

補助対象経費：事業の周知費用

コンサルタント委託料

商品開発の試作品の材料費

会場賃借料 等

【補助条件】

代表者は商店会会員店舗であること。

2店舗以上の商店会会員店舗が参加して事業を行うこと。

参加店舗の半数以上は商店会会員店舗であること。

申請事業に対して、他に補助金の交付を受けてないこと。

令和3年3月31日までに完了する事業であること。

その他法令に違反していないこと。

【その他注意点】

売上が発生するものにかかる経費は補助対象外。

例) イベントで販売するための商品の材料費 等
特定の個人のみを対象としたイベントは補助対象外。

例) お得意様だけを対象としたイベント 等
同一イベントは、原則、3か年を補助の限度年数とする。

前年度の事業例

令和元年度に実施した3事業を紹介します。

カレーDay



文化のまち石神井でカレーにちなんだ商品や料理、期間限定のメニュー等を販売。全19店舗参加。

練馬パンカーニバル



パンにまつわる絵本とのコラボイベントで、パン屋の魅力を発信。季節限定パンやコラボパンを販売し、スタンプラリーを実施。全26店舗参加。

練馬江戸栗プロジェクト



練馬産の栗『江戸栗』を使った和菓子・洋菓子・パンなど、各店舗が趣向を凝らした商品を販売。キーワードラリーも実施。全17店舗参加。

2 店舗改修事業

補助概要

【補助対象事業】

事業承継の際の店舗改修

- 例)・息子に店を譲り業種変更を行う際の店舗改修
・弟子に店を引継ぐ際に行う店舗改修 等

事業の拡大や内容変更の際の店舗改修

- 例)事業の拡大を図り、顧客満足度を高めたい
・新しくイートインスペースを設ける
・商品の体験・実演エリアを作る
・テイクアウトコーナーを作る 等

例)店舗にコンセプトを持たせて、新規顧客・リピート顧客を獲得したい

- ・外国人が訪れるように、店舗の内装を和風に改修
- ・親子連れが訪れやすいように、キッズスペースを追加する工事

【補助内容】

補助率：2分の1

補助上限額：100万円

補助対象経費：改修工事にかかる費用 等

【補助条件】

商店会会員店舗であること。

現在営業を行っている店舗であること。

店舗の増築・建替を伴う工事ではないこと。

原状回復を目的とした改修ではないこと。

税金の滞納がないこと。

申請事業に対して、他に補助金の交付を受けてないこと。

令和3年3月31日までに完了する工事であること。

その他法令に違反していないこと。

【その他注意点】

設備の機能向上だけを目的とした工事は補助対象外。

備品や什器の購入費用は補助対象外。

事業例 (平成30年度)

電機屋とカフェを一体的に
営業するための改修工事

【店主のコメント】

若い方から高齢の方まで、幅広い世代の方が来店してくれるようになりました。コーヒーを飲みに来たお客様に家電をPRしたり、電気製品を買いに来たお客様にコーヒーを飲んでもらったり、相乗効果を生んでいます！



【改修前】家電を販売するスペースと、コーヒーを販売するスペースをパーテーションで区切り、別々に営業。



【改修後】パーテーションを撤去するとともに、床・壁等を貼り替え、店舗全体をカフェのような雰囲気へ改修。

よくある質問

Q. どんな事業が補助の対象になるの？

A. 事業を実施することにより、お店の魅力向上や、売上の向上などにつながる事業が補助の対象となります。

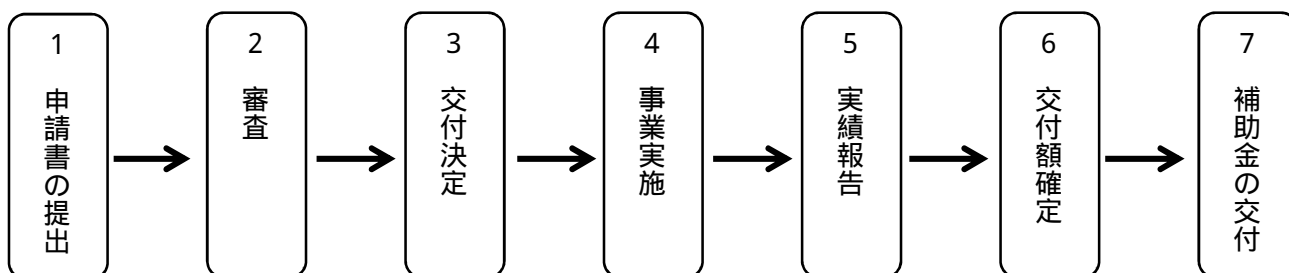
Q. 申請をすれば必ず補助金がもらえるの？

A. 必ず補助金がもらえるわけではありません。申請後、審査が行われその結果により補助金が交付されるかどうかが決まります。

Q. 補助金ができるかどうかが決まる前(交付決定日前)に購入したものは、補助の対象になるの？

A. 対象になりません。補助の対象となる経費は、交付決定日以降のもののみとなります。

申請から事業実施までの流れ



申請書の提出後、個店連携事業は書類審査、店舗改修事業は面接審査を実施します。

事業は区からの交付決定後に行ってください。

補助金の交付は事業完了後となります。

申込締切

個店連携事業

店舗改修事業

第一締切：令和2年5月29日(金)必着

第二締切：令和2年7月31日(金)必着

第三締切：令和2年11月30日(月)必着

各事業とも予算がなくなり次第終了となります。

詳しくは下記までご連絡ください！

申込先

練馬区商工観光課商工係

〒176-8501

東京都練馬区豊玉北6-12-1 本庁舎9階

TEL：03-5984-2675